



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社筑邦銀行
代 表 者 名 取締役頭取 佐藤 清一郎
本 店 所 在 地 久留米市諏訪野町 2456 番地の 1
(コード番号 8398 福証)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 東 暢昭
Tel 0942 - 32 - 5331 (代表)

取締役の株式報酬型ストック・オプションに関するお知らせ
(役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストック・オプションの導入について)

筑邦銀行(頭取:佐藤 清一郎)は、本日開催の取締役会において、役員報酬の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止を行うとともに、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションを導入することを、平成 23 年 6 月 28 日開催の第 87 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 目的

経営改革の一環として役員報酬制度を見直し、役員の業績向上と企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識をより高めることを目的とします。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を平成 23 年 6 月 28 日開催の第 87 期定時株主総会をもって廃止し、当該株主総会によって再任される取締役、監査役及び当該株主総会後も引き続き在任する監査役に対し、在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこと、ならびに当該株主総会の時をもって退任する取締役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該定時株主総会に諮ることといたします。なお、打切り支給の時期は各人の役員退任以降といたします。

(2) 株式報酬型のストック・オプションの導入

当行の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、株式報酬型ストック・オプション(権利行使価格が 1 円の新株予約権)制度を導入します。この株式報酬型ストック・オプションは役員退職慰労金制度に代わる仕組みとして、当行取締役に対して割り当てます。

なお、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

(3) 監査役の報酬体系の改定

役員退職慰労金制度を廃止しますが、監査役の独立性・中立性を確保する観点から、株式報酬型ストック・オプションの対象とはせず、月額報酬のみとします。

以 上

本件に関するご照会は下記までお願いいたします。

筑邦銀行 総合企画部

電話 0942 - 32 - 5897

< 別紙 >

当行取締役に対して発行するストック・オプションの内容

1．新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の個数は、4,000 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類および数は当行の普通株式 400,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は(以下「付与株式数」)は 100 株とします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当行は必要と認められる調整等を行うことがあります。

2．新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものとします。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

4．新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内で、当行取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

5．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要することとします。

6．権利行使の条件

新株予約権者は当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内を経過する日までの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については当行取締役会において決定するものとします。

7．その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当行取締役会において決定するものとします。

以 上